

# 広尾町空き家対策総合支援事業補助金

最大50万円

## 危険な空き家の解体費用を補助します！



空き家の増加により地域の安全性の低下、公衆衛生や景観の悪化等が懸念されています。町では空き家の解体の促進にむけて、不良住宅にあたる空き家の解体費用の一部を助成します。

### 1. 補助の内容

①補助額：対象工事費用の80%

②上限額：50万円まで

※ただし、保険金等の給付がある場合は、当該経費から保険金等の額を差し引いた額とします。

### 2. 対象住宅

対象となる住宅は、次の条件を満たす住宅です。

- (1) 広尾町内に所在する特定空き家等（危険空き家）
- (2) 町による事前調査で、「不良住宅」と判定された空き家
- (3) 所有権以外の権利が設定されていない空き家
- (4) 空き家等の所有権を有する者が複数存在する場合は、当該空き家等の除却について全員の同意を得ているもの
- (5) 補助を受ける目的で、故意に破損させた空き家でないもの

### 3. 対象者

対象者は、次の条件を満たすことが必要です。

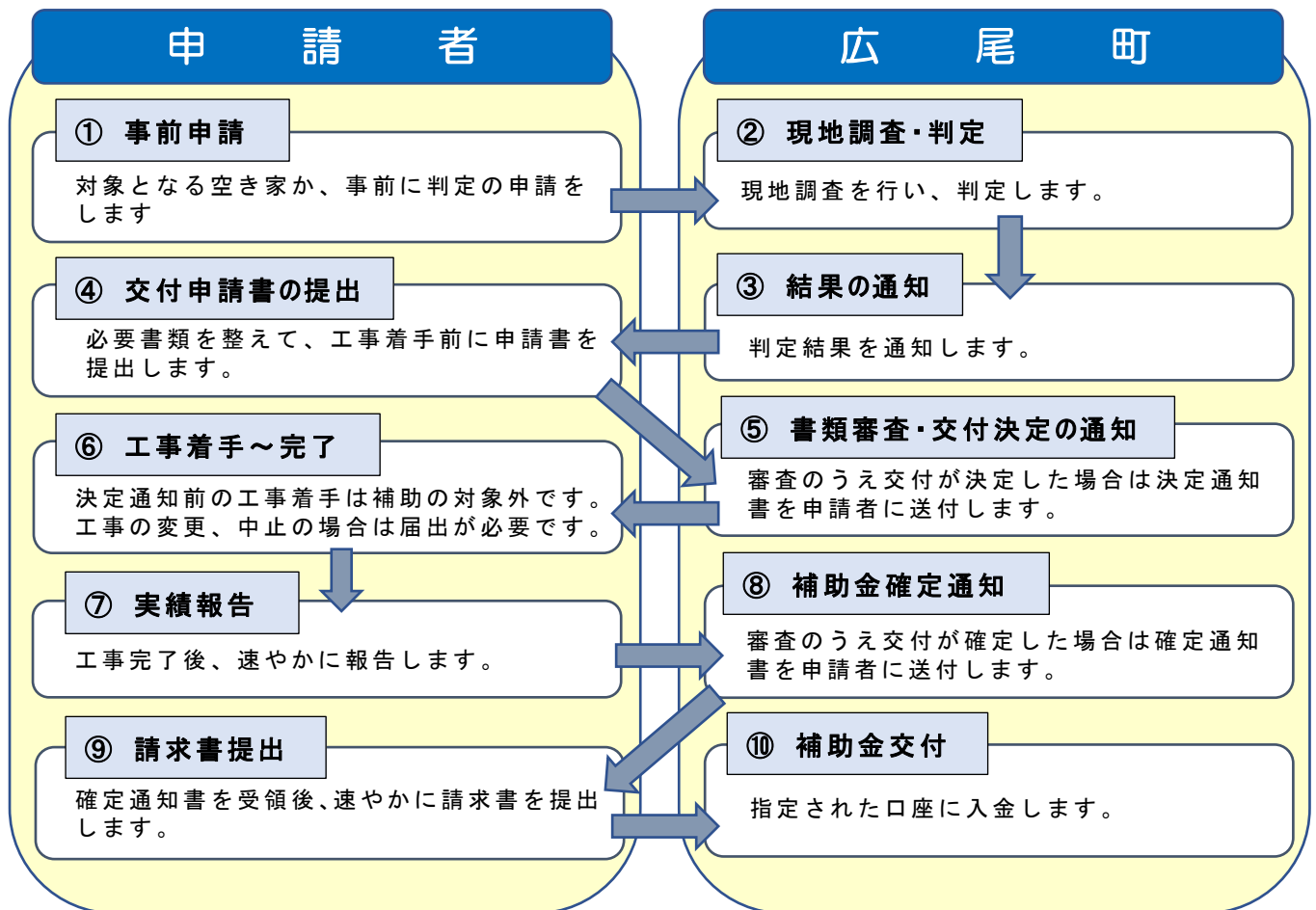
- (1) 町内に所在する空き家等の所有者
- (2) 町税等を滞納していない方
- (3) 所有者等及びその同居の親族が暴力団員でないこと
- (4) 過去に広尾町空き家対策総合支援事業補助金を受けていない方

### 4. 募集件数、募集期間

募集件数 令和8年度 5件

募集期間 4月1日（水）～5月15日（金）

## 5. 補助金交付までの流れ



## 6. 事前申請に必要な書類

- (1) 事前調査申請書
- (2) 所有者等であることを証明する書類  
(登記簿謄本の写し又は登記事項証明書)
- (3) 建築物等の位置図、配置図、平面図及び現況写真
- (4) その他必要な書類

## 7. 交付申請に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 補助事業者等の住民票
- (3) 町税等の滞納がないことを証明する書類
- (4) 解体工事見積書の写し
- (5) 暴力団員でないことの誓約書
- (6) 所有者全員の同意書(該当のある場合)
- (7) その他必要な書類



## 8. その他

- (1) 広尾町内に事務所か営業所がある事業者による解体工事のみが対象です。
- (2) 申請書類等は、役場1階住民課の環境生活係に置いています。

【お問い合わせ】 住民課 環境生活係 ☎ 2-0171